

2020年6月8日

株主の皆様へ

日邦産業株式会社
代表取締役社長 岩佐 恭知

フリージア・マクロス株式会社の郵送書面に対する反論書

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、既にご送付済みの株主総会招集ご通知においても記載しておりますとおり、本年6月24日に開催します第69期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」（以下、「本議案」といい、本議案における大規模買付行為に対する対応策を「本プラン」といいます。）を議案として付議させていただきますが、今般、当社の株主であるフリージア・マクロス株式会社（以下、「フリージア社」といいます。）より、「日邦産業株式会社の企業買収防衛策継続に対する反対（否）のお願い」（以下、「フリージア書面」といいます。）が株主の皆様へ送付されましたが、株主の皆様の誤解を招きかねない記載が多く見受けられましたので、以下、フリージア書面に関する当社の見解等をご説明申し上げます。

1. フリージア社による個人情報の利用目的について

まず、フリージア書面の内容についての当社の見解等のご説明の前に、フリージア書面に同封された「株主様アンケート」についての問題点を指摘いたします。この「株主様アンケート」には、同社の「プライバシーポリシー」が添付されているようですが、この中に、個人情報の利用目的として、「お客様への新商品、各種イベント、セミナー、キャンペーン等のご案内」、「アフターメンテナンス」、「お客様へ弊社並びに弊社グループ会社からの関連事業に関わる情報や住宅関連商品のご案内」等の同社の営業目的と思われる事項が列挙されています。

フリージア社は、当社に対する株主名簿閲覧謄写請求に基づいて入手した当社の株主に関する情報に基づき、今回のフリージア書面やこの「株主様アンケート」を株主の皆様へお送りしているものと考えられますが、株主名簿閲覧謄写請求権は、株主が株主として有する利益のために行使されるべきであり、株主としての資格と離れた全く私的な利益のために行使することは、権利の濫用であって認められません。

当社は、フリージア社からなされた株主名簿閲覧謄写請求について、請求目的又は理由として、「株主総会において、当社（フリージア社）の意見に賛同を得るため」と記載されていたことから、株主として有する利益のために当該請求がなされたものと判断し、また、閲覧・謄写した書類の内容を、株主としての正当な権利行使以外の目的には利用しないことを誓約していただいた上で、フリージア社に当該請求を認めたものです。

それにもかかわらず、フリージア社の「プライバシーポリシー」において、株主としての正当な権利行使以外の目的にも使用されるかのような文言が記載されていることは大変遺憾であると考えております。株主の皆様におかれましても、フリージア社の「株主アンケート」に回答することにより同意されることになる「プライバシーポリシー」の内容を十分にご理解された上で、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

2. 本プランの内容について

次に、以下、フリージア書面の内容についての当社の見解等のご説明をさせていただきます。

まず、フリージア書面は、「買収防衛策の内容を更に解りやすく説明させて頂くと」として、「仮に 20%以上株を買った株主がいたとすると、その株式数を役員会の判断（事実上）で半分の 10%にしてしまう事ができるというものです。」（2 頁）と述べています。

しかしながら、このような説明は、本プランの内容の説明としては全く不正確なものであり、当社としては看過いたしかねます。

本プランの正確な内容については、既に株主の皆様にお送りした本株主総会の招集通知記載の本議案の内容をご参照いただければと存じますが、本プランは、株式等保有割合が 20%以上となる当社株式等の取得等の大規模買付行為に関し、大規模買付者による情報提供及び当社取締役会による十分な検討・評価というプロセスを確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるご提案か否かに関して、株主の皆様が適切にご判断をされるために必要かつ十分な情報とお時間を確保することを目的とするものです。そのような大規模買付者に対しては、まず、本プランに基づき意向表明書及び必要情報を提出していただくことになり、そのようにして提出された情報に基づき、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると判断された場合には、大規模買付行為を進めることが可能になります。

そして、本プランでは、そのような大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるご提案か否かの判断に関して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、対抗措置の発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。また、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について、買付者等による大規模買付け行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集することとしております。本プランは、このようなプロセスを経て、大規模買付け行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものである場合に初めて、対抗措置が発動されるものです。

したがって、取締役会の恣意的な判断のみによって本プランにおける対抗措置が発動され得るかのようなフリージア書面の説明は、極めて不正確なものであり、株主の皆様の誤解を招きかねず、大変不当なものであると考えております。

3. 昨年の定時株主総会において買収防衛策が否決されたと考えてよいとの主張について

フリージア書面は、昨年の当社の定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」との議案（以下、「昨年度議案」といいます。）に対し、3分の1超の反対票が投じられたことをもって、「この事実を商法の原則に照らせば、買収防衛策は否決されたと考えて良いはずです。何故なら株主が所有する株式を、株主によって雇われているはずの役員が、自らの判断で株主から奪い取れるようにする内容が含まれているからです。この事は株主の基本的権利・財産権の侵害に当たります。その場合は1/3超の株式を有する株主であれば拒否できる権利があるからです。」（2頁）と述べています。

フリージア社の見解は、議決権割合にして総株主の議決権の3分の1超の反対があれば買収防衛策の継続に係る議案が否決されたと考えてよいとするものと理解されますが、いかなる根拠によるものであるか不明であり、全く独自の主張にすぎません。本プランは昨年度議案における買収防衛策を実質的な変更なく継続しようとするものではありませんが、そもそも、本プランは、株主が所有する株式を株主から奪い取るものでもありません。そして、昨年度議案につ

いては、昨年の当社の株主総会において、過半数の株主の皆様の賛成を得て可決されており（実際には 66.46%の株主の皆様の賛成を得ておりますが）、当社としては、以下の理由により、このような買収防衛策の継続に係る議案は、株主の皆様の普通決議による承認で足りるものと考えており、昨年度議案における買収防衛策は株主の皆様により適法に承認されたものと考えております。

すなわち、まず、支配株主の異動を伴う募集株式の発行等の場面において必要となる株主総会決議の要件は普通決議とされており（会社法 206 条の 2 第 5 項）、支配株主を誰にするかについて、会社法上は、株主総会の普通決議で決めることとされております。また、取締役の選任及び解任という、会社の支配権の争奪においてもっとも重要な議題についても、株主総会の普通決議で決めることとされております（会社法 341 条）。

このような会社法上の規定からは、支配株主の変動に影響を与えうる買収防衛策の継続に関しても、株主の皆様の過半数の賛成をもって決せられるべきであり、当社としては、昨年度議案については適法に承認されており、また、本株主総会においても、本議案について、株主の皆様の普通決議によるご承認をいただきたいと考えるものです。なお、当社は、本議案を本株主総会に付議させていただくにあたって、本議案を普通決議によりご承認いただくことについて法的に問題ない旨の会社法学者の見解を得ております。

4. 本プランの導入・継続の経緯等について

フリージア書面は、当社が 2009 年 6 月 29 日開催の第 58 期定時株主総会終結の時をもって当時の買収防衛策（以下、「旧プラン」といいます。）を廃止した後に、昨年になって新たに買収防衛策を導入したことについて、「ところがその後、社長が変わり会社の業績や株価の低迷が長引くと突如『時代と状況が変わった』等という何十年も昔に後戻りしたかのような理由をつけて、『一旦取り辞めたはずの買収防衛策を再び導入』してしまったのです。」（3 頁、4 頁）と述べています。

しかしながら、本議案中の本プランの「Ⅲ. 1. 本プランの目的」においてもご説明させていただいているとおり、当社は、旧プランの廃止前よりもはるかに多くの自動車重要保安部品及び精密医療機器等に関するお客様の技術等に関わる機密情報を保有するに至っており、十分な検討がなされない形での当社に対する大規模買付行為に基づく支配権の異動は、かかる機密情

報の流出のおそれと相俟って、このようなお客様を含む当社のステークホルダーとの間の良好な関係を毀損する可能性があることから、昨年に新たな買収防衛策を導入したものであり、また、このような状況について昨年と変わっていないことから、本議案において本プランの継続を株主の皆様にお諮りするものです。フリージア社の上記説明は、このような理由を正しく理解せず、株主の皆様を誤解させかねないものであり、大変不当なものであると考えております。

なお、フリージア書面は、旧プランの廃止について、「その時の経営陣の1人が今の社長である岩佐氏であり」(3頁)と述べていますが、2009年当時、現在の当社の代表取締役社長である岩佐恭知は、取締役又は執行役員ではなく、当社の海外営業部部长兼海外営業部アセアン統括シンガポール支店長であったものであり、当社の経営陣であったとの説明は事実誤認です。

5. 当社が株主名簿閲覧を妨害したとの主張について

フリージア書面は、昨年のフリージア社による当社の株主名簿の閲覧謄写に関し、「日邦産業側が株主名簿の公開を遅らせる等の妨害もありました」(2頁)と述べています。

しかしながら、昨年のフリージア社による当初の株主名簿の閲覧謄写請求は、個別株主通知を欠くなど法令及び定款上の閲覧謄写請求の要件を欠き、かつ、法令上認められない形での対応を請求する等、不適法な内容のものでした。そのため、当社としては、法令等に基づく適法な閲覧謄写請求でないため応じられない旨の回答を行い、株主名簿の閲覧謄写を請求されるのであれば、法令等に従って請求されるよう依頼しました。

その後、フリージア社から、当社の株主名簿管理人に対して、個別株主通知を含む法令等における必要な手続及び書類等を揃えたうえで、初めて適法に当社の株主名簿閲覧謄写請求がなされましたので、フリージア社側から指定された日時に株主名簿の閲覧謄写を認めております。

このように、当初のフリージア社の株主名簿閲覧謄写請求が認められなかったのは、自らの請求が法令等に基づかない不適法なものであったためであり、当社としてはフリージア社からの適法な株主名簿閲覧謄写請求についてはフリージア社の指定どおりの日時に閲覧謄写を認めたにもかかわらず、これを棚に上げ、あたかも当社がフリージア社による株主名簿の閲覧謄写を不当に妨害したかのような虚偽の主張をされることは、極めて不当なものであると考えております。

6. 当社の株価に関する主張について

フリージア書面は、当社の株価について「昨年の株価は 575 円（6 月 3 日）、今年の株価は 535 円（6 月 1 日）です。実質 40 円下がっています。」（3 頁）と述べるとともに、「買収防衛策のくびきから解かれたフリージアマクロスの株式買い増し圧力によって、株の需給関係に変化が起き、株価は上がる事も予想されます。」（6 頁）と述べています。

しかしながら、まず、フリージア書面の上記の主張については、なぜか昨年と今年で異なる日を参照していますが、今年の当社の 6 月 3 日の株価（終値）は 555 円であり、同じ日付で比較した場合の昨年の株価との差額は 20 円です（なお、昨年の 6 月 1 日は土曜日のため同日の株価はありません。）。株価は日々変動するものであり、特段の理由なく、恣意的により株価の差が大きい特定の日を持ち出して株価を比較することは、株主の皆様を誤導しかねないものであり、不当であると考えます。

また、買い増し圧力による株価の上昇は、たとえこれが生じたとしても、一次的なものにすぎず、本源的な当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものではありません。

フリージア社は当社の株式をさらに取得されることを考えておられるようですが（フリージア書面 6 頁）、そうであれば、本プランに基づいて必要な情報をご提供いただき、本プランに基づく判断のプロセスを経ていただくべきであり、上記のような株価に関する主張は、本プランに準拠しないフリージア社による大規模買付け行為を正当化するものとはなりえません。

7. メキシコ工場に関する対応について

フリージア書面は、当社のメキシコ工場（当社子会社である FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.）について、「本来撤退しなければならない所を、撤退によって大きな赤字が炸裂してしまう」（5 頁）等と主張し、また、フリージア社が当社の経営に参画すれば「上手な撤退を、スピード感を持って行います」（同頁）等と述べています。

しかしながら、当社のメキシコ工場については、昨年 5 月に公表した連結業績予想において織り込んでおりましたが、既に、その事業用資産のうち 400 百万円を減損損失として計上しております。また、当社のメキシコ工場については、当社において既に必要な施策をとっており、昨年行った事業譲渡に加えて、更なる規模の適正化を図ることにより、2021 年度内に黒字転換を図る目途を付けております。

8. 議決権行使書の到達期限等について

本株主総会において、書面により議決権を行使される株主の皆様におかれましては、「第 69 期定時株主総会招集ご通知」に記載させていただきましたように、これに同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020 年 6 月 23 日午後 5 時 30 分までに当社に到着するようご送付いただく必要がございます。フリージア社から送付されている「株主様アンケート」への記載をもって議決権を行使したことにならないのはもちろんのこと、上記期限までに議決権行使書が当社に到着しない場合には、議決権行使書による議決権の行使は無効となりますので、改めてご注意ください。

なお、当社の 2020 年 6 月 5 日付プレスリリースにおいて公表しましたとおり、本株主総会に関する招集手続き及び決議の方法が、適正且つ適法になされていることを担保するため、同日付で、名古屋地方裁判所に株主総会検査役選任の申立てを行っております。

9. 本プランの継続の趣旨について

最後に、本プランの継続の趣旨につき、改めてご説明をさせていただきます。

2020 年 5 月 22 日付け「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（<https://nip.co.jp/news/20200522-1.pdf>）や本議案、さらには、上記 3 においてもご説明申し上げておりますとおり、当社は、近年、お客様の技術その他の機密情報を数多く保有するに至っておりますが、このような状況の中、当社株式の大規模買付行為が突然になされ、十分な検討ができないままに、当社の支配権が異動することになりますと、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、お客様と当社との良好な関係が毀損し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をも毀損する可能性が否めません。

本プランは、そのような観点から、大規模買付行為に関し、大規模買付者による情報提供及び当社取締役会による十分な検討・評価というプロセスを確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるご提案か否かに関して、株主の皆様が適切にご判断をされるために必要かつ十分な情報とお時間を確保することを目的として導入したものであり、またその継続をお諮りしているものであります。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会が本株主総会に本議案を付議する決定に至りま

した上記の背景と目的を何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

謹白